令和８年２月市議会　教育厚生委員会資料

第７号議案　　令和７年度長崎市一般会計補正予算（第１０号）

目次

【３款　民生費　２項　児童福祉費】　説明書記載頁

１目　児童福祉総務費

1-1 子育て短期支援費 …… P 2～ 4（P38～39）

1-2 民間保育所等事業費補助金 …… P 5～ 7（P38～39）

2-1 地域子ども・子育て支援事業継続支援費補助金 …… P 8～11（P38～39）

２目　児童措置費

1-1 民間保育所等施設型給付費
1-2 地域型保育給付費 …… P12～19（P38～39）

2-1 児童手当費 …… P20～22（P38～39）

【４款　衛生費　１項　保健衛生費】

３目　母子保健対策費

1-1 妊産婦健康診査費 …… P23～24（P40～41）

1-2 乳幼児健康診査費 …… P25～26（P40～41）

2-1 産後ケア事業費 …… P27～30（P40～41）

3-1 未熟児養育医療費
3-2 身体障害児育成医療費
3-4 未熟児養育医療費等管理システム整備費 …… P31～36（P40～41）

3-3 小児慢性特定疾病医療費 …… P37～39（P40～41）

こ　ど　も　部

令和８年２月

少子化対策アクションプラン該当事業
Ａ３・Ｂ２　子育てしやすい環境・雰囲気づくり

予算説明書					事　業　名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
38～39	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	1-1	子育て短期支援費	千円 1,487

1　補正の概要

本事業は、児童を養育している家庭のうち支援を必要としている家庭において、保護者の育児疲れや疾病、仕事等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となったとき、児童福祉施設等においてその児童の養育等を行うもの。

R7年度は、宿泊を伴う短期入所生活援助事業等において、延べ利用日数が当初の見込みを上回り、予算が不足するため増額補正するもの。

2　事業概要

(1) 対象家庭

家庭における児童（0歳～18歳未満）の養育が一時的に困難となった家庭で、児童の状況などにより本事業の利用が適当であると市が認める家庭

(2) 実施施設（R8.1月時点）

6施設
〇市内児童養護施設　3施設
〇市外乳児院・児童養護施設　1施設
〇市内ファミリーホーム　2施設

(3) 事業区分及び支援内容

事業区分	支援内容
①短期入所生活援助事業（ショートステイ）	・児童を実施施設に宿泊させ、その児童の養育等を行う。 ・児童の養育方法や関わり方について支援が必要な場合は、親子を短期入所させ、保護者の育児疲れ等のケアも含めた支援を実施する。
②夜間養護等事業（トワイライトステイ）	・児童を平日の夜間もしくは休日の日中に実施施設に通所させ、その児童の養育等を行う。
③児童付き添い支援（付き添い）	・居宅から実施施設、実施施設から保育所や学校への通園・通学時等に、実施施設の職員が児童に付き添う。

3　利用状況

(1) 近年の利用状況及び当初予算比較

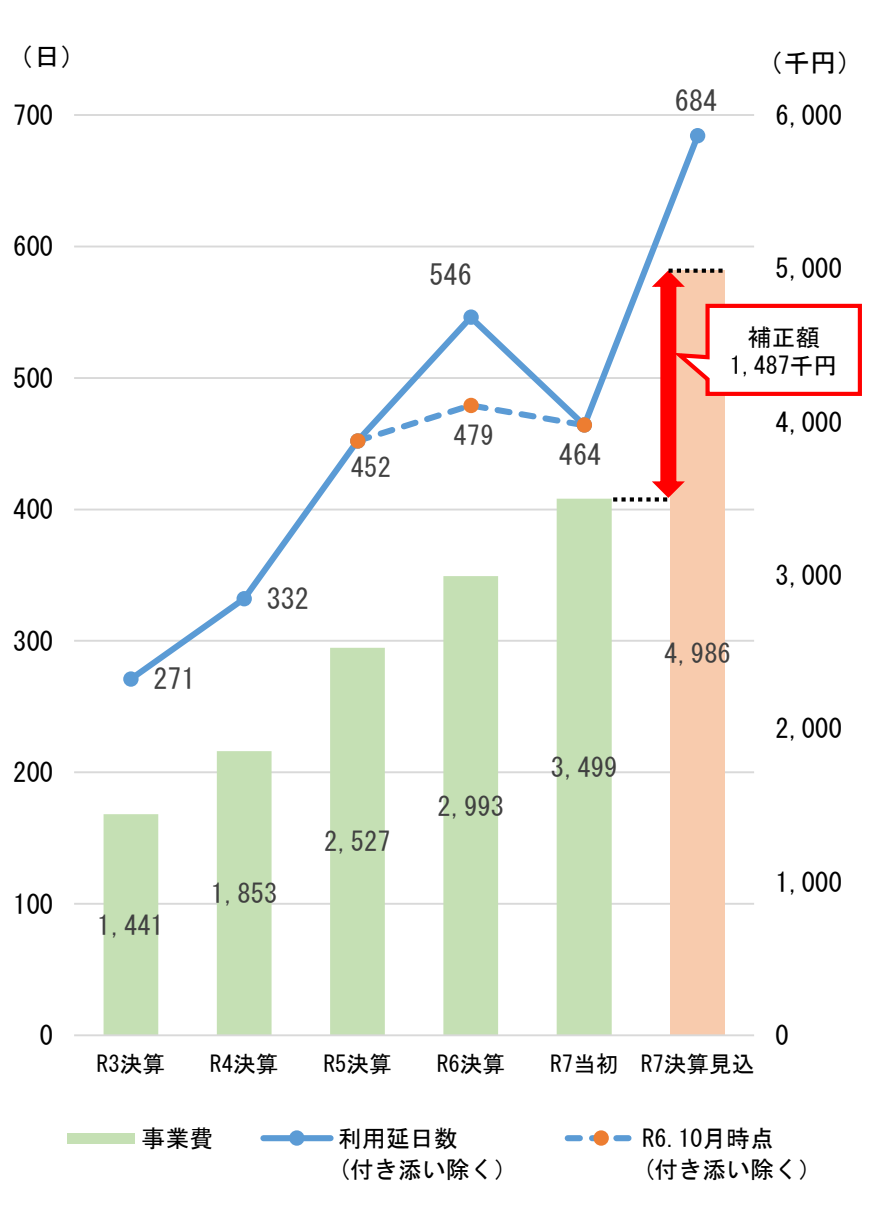

(2) 利用理由別割合とその背景

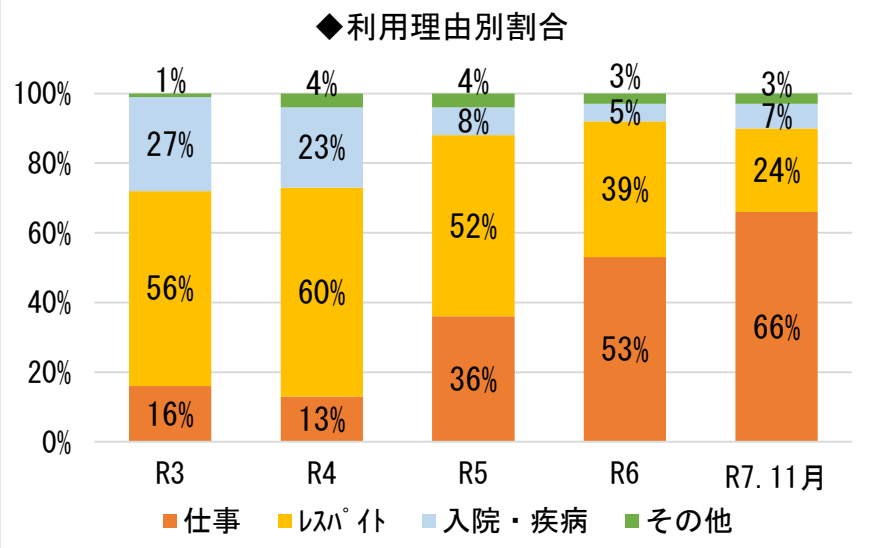

利用理由		詳細
1	仕事	・夜勤や出張のため夜間の預かりが必要だが、親族等で預かってくれる人がいない
2	ﾚｽﾊﾟｲﾄ	・保護者の精神疾患や児童の発達特性等により育児負担を抱え「育児疲れ」があり虐待予防の観点からも保護者の休息を要するが、親族等で預かってくれる人がいない
3	入院等	・保護者の手術や出産等で急遽入院となったが、親族等で預かってくれる人がいない
4	その他	・県外に住んでいる親の看病に行きたいが、預かってくれる人がいない　など

背景

- 身近に頼れる人がいない
- 孤立した子育てを行っている
- 親子が距離を置く必要がある

4　補正内容

(1) 補正額

区分	①R7当初	②R7見込	補正額(②－①)
総事業費	3,499千円	4,986千円	1,487千円

(2) 積算内訳

（単位：日、円）

委託料内訳				①R7当初		②R7見込		差（②－①）	
				日数	委託料	日数	委託料	日数	委託料
ショートステイ	生保・非課税	2歳未満	13,410	16	214,560	20	268,200	4	53,640
		2歳以上	7,300	362	2,642,600	443	3,233,900	81	591,300
	一般世帯	2歳未満	9,210	12	110,520	7	64,470	▲5	▲46,050
		2歳以上	5,200	10	52,000	150	780,000	140	728,000
	親子入所　※当初予算から据え置き			35	366,170	35	366,170	0	0
トワイライトステイ　※当初予算から据え置き				29	94,330	29	94,330	0	0
小計				**464**	**3,480,180**	**684**	**4,807,070**	**220**	**1,326,890**
児童付き添い（世帯区分なし）			1,860	10	18,600	96	178,560	86	159,960
合計				**－**	**3,498,780**	**－**	**4,985,630**	**－**	**1,486,850**

5　財源内訳

区分	事　業　費	財　源　内　訳			
		国庫支出金※	県支出金※	その他	一般財源
当初予算額①	千円 3,499	千円 1,166	千円 1,166	千円 －	千円 1,167
補正額②	1,487	495	495	－	497
補正後の額（①+②）	4,986	1,661	1,661	－	1,664

※　子ども・子育て支援交付金　　補助率：国1/3、県1/3

予算説明書					事　業　名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
38～39	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	1-2	民間保育所等事業費補助金	千円 21,250

1　事業目的

児童の教育・保育環境の向上を図るため、「障害児保育対策事業」、「発達促進保育特別対策事業」、「延長保育事業」及び「一時預かり事業」を実施する民間保育施設に対し、補助するもの。

2　事業概要

事業名		概　要	対象施設
ア　障害児保育対策事業		特別児童扶養手当の支給対象相当の障害を有する児童を保育する施設に助成	保育所 認定こども園 小規模保育事業所
イ　発達促進保育特別対策事業		身体障害者手帳や療育手帳を所持、又は軽～中度の心身障害や発達遅滞を有すると診断等がなされた児童を保育する施設に助成	
ウ　延長保育事業		保護者の就労時間や通勤時間等を考慮し、開所時間の前後の時間において、延長保育を実施する施設に助成	〃
エ　一時預かり事業	一般型	保育施設に通っていない未就園児について、保護者の事情により、一時的に保育が必要な児童を預かる施設に助成	保育所 認定こども園
	幼稚園型（Ⅰ）	保育施設に通っている園児（満３歳以上）について、通園時間を超えて施設で預かるために要する経費を助成	認定こども園 幼稚園
	幼稚園型（Ⅱ）	保育施設に通っていない２歳児について、待機児童解消を図るため、幼稚園で受入れるために要する経費を助成	幼稚園

※ ア・イは、長崎市単独事業

3　補正内容

「民間保育所等事業費補助金」のうち、「障害児保育対策事業」及び「発達促進保育特別対策事業」については、R7年度当初予算において、過去の実績や直近の対象児童数等を踏まえ算定したが、想定を上回る交付申請が見込まれることから、不足分を増額補正するもの。

(1) 補正額　21,250千円

（単位：千円）

事業名		令和7年度 当初予算				補正後予算				補正額 (②－①)
		施設数	実人数	延べ月数	事業費 (①)	施設数	実人数	延べ月数	事業費 (②)	
ア 障害児保育対策事業 （補助月額 73,360円）		22	32人	279月	20,468	23	34人	358月	26,263	5,795
イ 発達促進保育特別対策事業 （補助月額 37,000円）		72	323人	2,864月	105,968	83	345人	3,938月	145,706	39,738
ウ 延長保育事業		101			74,405	103			71,004	▲3,401
エ 一時預かり事業	一般型	42			89,737	32			83,332	▲6,405
	幼稚園型（Ⅰ）	49			124,222	41			113,677	▲10,545
	幼稚園型（Ⅱ）	4			6,237	3			2,305	▲3,932
計					421,037				442,287	21,250

※ウ・エは受入時間や利用人数により補助単価が細分化されていることから、「施設数」「事業費」及び「補正額」のみ記載

4　財源内訳

事業費	財源内訳			
	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	その他	一般財源
千円 21,250	千円 ▲8,094	千円 ▲8,094	千円 －	千円 37,438

※1　子ども・子育て支援交付金　国庫補助率　事業費（▲24,283千円）の1/3

※2　子ども・子育て支援交付金　県補助率　　事業費（▲24,283千円）の1/3

5　参考

補助額等の推移（障害児保育対策事業、発達促進保育特別対策事業）

事業名	区分	R4	R5	R6	R7（当初）	R7（見込）
ア 障害児保育対策事業 （補助月額 73,360円）	施設数	20	22	17	22	23
	実人数	32人	34人	27人	32人	34人
	延べ月数	337月	373月	278月	279月	358月
	補助額	22,835千円	27,363千円	20,394千円	20,468千円	26,263千円
イ 発達促進保育対策特別事業 （補助月額 37,000円）	施設数	69	72	81	72	83
	実人数	291人	323人	375人	323人	345人
	延べ月数	2,780月	3,022月	3,038月	2,864月	3,938月
	補助額	102,402千円	111,759千円	112,406千円	105,968千円	145,706千円

※「補助月額」×「延べ月数」により基準額（上限）を算出し、本事業に必要な経費が基準額に満たない場合はその額を交付

予算説明書					事　業　名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
38～39	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	2-1	地域子ども・子育て支援事業 継続支援費補助金	千円 12,725

1　概要

物価高騰などを受け、様々な物の価格の変動が急激であり、安定的な地域子ども・子育て支援事業の実施に影響が生じていることから、国の交付金事業を活用し、価格上昇といった厳しい環境の中でも安定的な事業運営を継続できるよう支援を行うもの。

2　事業内容

(1) 対象事業

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業のうち子ども・子育て支援交付金対象事業
（委託又は補助により民間事業者が実施しているもの）
（①延長保育事業　②放課後児童健全育成事業　③子育て短期支援事業　④乳児家庭全戸訪問事業
⑤地域子育て支援拠点事業　⑥一時預かり事業　⑦病児保育事業　⑧子育て援助活動支援事業
⑨産後ケア事業　⑩乳児等通園支援事業　⑪利用者支援事業　⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬養育支援訪問事業　⑭子育て世帯訪問支援事業）
※⑪～⑭は直営事業又は本市で実施していない事業であるため支援対象外

(2) 補助対象経費

物品の購入経費（議決日～R8.3.31の間に納品されたもの）

(3) 補助上限額

ア　放課後児童健全育成事業　　50,000円
イ　放課後児童健全育成事業以外　25,000円

3　補正額

No.	事業名 【　】は市の事業名称	実施箇所数 Ａ（※1）	補正額（千円）		
			単価	箇所数 Ｂ（※2）	金額
①	延長保育事業 【民間保育所等事業費補助金】	103か所	25	92か所	2,300
②	放課後児童健全育成事業 【放課後児童健全育成費】	(96クラブ) 178支援	50	(88クラブ) 162支援	8,100
③	子育て短期支援事業 【子育て短期支援費】	6か所	25	4か所	100
④	乳児家庭全戸訪問事業 【乳児家庭全戸訪問費】	1か所	25	1か所	25
⑤	地域子育て支援拠点事業 【子育て支援センター運営費、 発達支援特化型子育て支援センター運営費　※3】	18か所	25	14か所	350
⑥	一時預かり事業 【民間保育所等事業費補助金】	62か所	25	47か所	1,175
⑦	病児保育事業 【病児・病後児保育費】	8か所	25	8か所	200
⑧	子育て援助活動支援事業 【ファミリー・サポート・センター運営費】	1か所	25	1か所	25
⑨	産後ケア事業 【産後ケア事業費】	11か所	25	10か所	250
⑩	乳児等通園支援事業 【民間保育所等費こども誰でも通園事業費補助金】	8か所	25	8か所	200
計		396か所	－	347か所	12,725

（※1）実施箇所数Ａ：今回の補助対象となる事業を実施している箇所数
（※2）箇所数Ｂ：Ａのうち、意向調査の結果、補助金の活用を希望すると回答した箇所数
（※3）発達支援特化型子育て支援センターは国の交付金対象外であるが、子育て支援センターの類似事業として実施

4　スケジュール

区分	3月	4月	5月
要綱制定等	→		
事業者へ案内	→		
申請受付、交付決定　※	→		
実績報告受付、補助金交付		→	→

※本事業は国において予算繰越が認められておらず、3月末までに補助金の申請、交付決定の手続を行う。

5　財源内訳

事　業　費	財　源　内　訳			
	国庫支出金　※	県支出金　※	その他	一般財源
千円 12,725	千円 4,229	千円 4,229	千円 －	千円 4,267

※子ども・子育て支援交付金（国1/3、県1/3）

（参考）その他のこども関連施設・事業に係る経済対策

・保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所

①国の給付費公定価格引上げ（人件費＋5.3%程度）に伴う施設型給付費等の増（R8.2月補正、R8当初）

②物価高騰対応のための運営継続支援臨時加算創設（1施設あたり10万円上限）に伴う施設型給付費等の増（R8.2月補正）

・子ども食堂

①重点支援地方創生臨時交付金を活用した補助金交付（R8.1月補正）

参考 「強い経済」を実現する総合経済対策

令和7年度保育関係補正予算の概要（こども家庭庁成育局保育政策課）抜粋

こどもまんなか こども家庭庁

地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業

成育局 参事官（事業調整担当）

＜子ども・子育て支援交付金＞　令和７年度補正予算　11億円

事業の目的

- 昨今の物価高騰などを受け、様々な物の価格の変動が急激であり、安定的な地域子ども・子育て支援事業の継続が困難な状況にあることから、物価上昇といった厳しい環境の中でも安定的な事業運営を継続して提供できるよう支援を行う（令和7年度限り）。

事業の概要

【事業内容】

物価上昇といった厳しい環境の中でも、安定的な事業運営を継続して提供できるように物品の購入等に係る経費に対する補助を行う。

【対象事業】

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国１／３、都道府県１／３、市町村１／３

【補助基準額】

（１）放課後児童健全育成事業所　　１支援の単位当たり　年額　50千円

（２）放課後児童健全育成事業所以外　１か所当たり　　年額　25千円

21

予算説明書					事　業　名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
38～39	3 民生費	2 児童福祉費	2 児童措置費	1-1	民間保育所等施設型給付費	千円 172,760
				1-2	地域型保育給付費	千円 838

1　現状

国の「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準」に定める公定価格（教育・保育等に係る費用の基準単価）をもとに、民間保育所等に対して、施設型給付費等を毎月支弁しているが、令和7年12月に次の項目について、国におけるR7年度補正予算が成立。

(1) 公定価格上の人件費改善

(2) 公定価格における「運営継続支援臨時加算」創設

2　対応方針

次の各項目における影響額を補正予算に計上

(1) 公定価格上の人件費改善分

公定価格上の人件費を5.3%改善

(2) 運営継続支援臨時加算創設に伴う加算増額分

物価高騰対策として、1施設あたり10万円（上限）を給付

(3) 入所児童数の減少等に伴う給付費の差額分

入所児童数の減少及び各種加算の取得状況等の変更に伴うもの

３　事業概要

(1) 公定価格の増額改定分　518,658千円

R7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定を踏まえて改定された公定価格の増額（人件費：＋5.3%程度）に伴い、補正予算に計上するもの。

ア　対象者

保育士・保育教諭等 約2,400名、その他職員（看護師・調理員・事務員等）約1,000名の全職種

イ　国の方針

（ア）保育士等の処遇改善について、R7年人事院勧告を踏まえた対応を実施

a 初任給の引上げ。若年層に重点を置きつつ、その他の職員も引き上げ

b ボーナスを0.05月分引き上げ（4.6月 → 4.65月）

※　国が示すR7年度の保育士1人あたりの人件費（年額）：448万円 → 471万円（＋23万円）

※　R7年度から賃金改善関連の加算において「加算合計額の1/2以上を基本給、又は毎月の手当で支給すること」とルール化

（イ）継続的な経営情報の見える化の実施

a 施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象に、毎事業年度の経営情報の報告・届出

b 人件費等の内訳、職員配置や職員給与等の状況等などの情報を、子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」で公表

ウ 民間保育所等の対応

（ア）保育士の処遇については、国の施設型給付費制度を活用し、保育士の賃金等に適正に反映

（イ）会計年度終了後 5ヶ月以内に、経営情報等を報告

エ 市の対応

（ア）R7.4月に遡った差額の支給及び俸給の引き上げ状況については、令和8年度に施設から提出される実績報告や指導監査の際に賃金台帳及び給与表を確認。差額の支給及び俸給の引き上げが行われていない施設には指導

（イ）民間保育所等から報告された経営情報を公表

施設種別		公定価格改定前		公定価格改定後		差（補正額）	
		金 額 ①	児童数 ②	金 額 ③	児童数 ④	金 額 (③-①)	児童数 (④-②)
特定教育・保育施設	保育所	千円 6,610,235	人 50,868	千円 6,878,274	人 50,868	千円 268,039	人 -
	認定こども園	8,889,358	76,629	9,131,732	76,629	242,374	-
	幼稚園	418,234	3,948	425,759	3,948	7,525	-
小計（民間保育所等施設型給付費）ア		15,917,827	131,445	16,435,765	131,445	517,938	-
特定地域型保育事業所	小規模保育事業所	26,743	94	27,463	94	720	-
小計（地域型保育給付費） イ		26,743	94	27,463	94	720	-
合 計（ア＋イ）		15,944,570	131,539	16,463,228	131,539	**518,658**	-

(2) 運営継続支援臨時加算創設に伴う加算増額分 12,990千円

物価高騰といった厳しい環境の中でも、質の確保された食事の安定的な提供をはじめ、安定的な教育・保育を継続して提供できるよう、運営継続支援臨時加算制度が創設されたことに伴い、加算増額分を補正予算に計上するもの。

ア　基準単価（上限）

（ア）保育所・認定こども園・幼稚園　：　1施設あたり年額 100千円

（イ）小規模保育事業所　：　1施設あたり年額　50千円

イ　基準単価に基づく各施設への給付額算定（国ルール）

〔事例〕保育所

・100千円 ／ R8.1月初日の利用子ども数 ＝ 1人あたりの単価（10円未満切捨）

・1人あたりの単価 × R8.1月初日の利用子ども数 ＝ 給付額

施設種別		施設数	基準単価(上限)	補正額
特定教育・保育施設	保育所	施設 60	千円 100	千円 5,992
	認定こども園	61	100	6,050
	幼稚園	9	100	898
小計（民間保育所等施設型給付費）ア		130		12,940
特定地域型保育事業所	小規模保育事業所	1	50	50
小計（地域型保育給付費）イ		1		50
合 計（ア＋イ）		131		**12,990**

(3) 入所児童数の減少等に伴う給付費の差額分　▲358,050千円

入所児童数（R7.12.1時点）の減少等に伴い補正するもの。

施設種別		当初予算		公定価格改定前		差（補正額）	
		金 額 ①	児童数 ②	金 額 ③	児童数 ④	金 額 (③-①)	児童数 (④-②)
特定教育・保育施設	保育所	千円 6,756,236	人 53,327	千円 6,610,235	人 50,868	千円 ▲146,001	人 ▲2,459
	認定こども園	9,035,030	79,958	8,889,358	76,629	▲145,672	▲3,329
	幼稚園	484,679	4,568	418,234	3,948	▲ 66,445	▲ 620
小計(民間保育所等施設型給付費)ア		16,275,945	137,853	15,917,827	131,445	▲358,118	▲6,408
特定地域型保育事業所	小規模保育事業所	26,675	108	26,743	94	68	▲ 14
小計(地域型保育給付費)イ		26,675	108	26,743	94	68	▲ 14
合 計（ア＋イ）		16,302,620	137,961	15,944,570	131,539	**▲358,050**	▲6,422

(4) 補正額　173,598千円　((1)＋(2)＋(3))

施設種別		施設数	(1)公定価格改定	(2)運営継続支援臨時加算創設	(3)入所児童数の減少等	補正額 ((1)＋(2)＋(3))
特定教育・保育施設	保育所	施設 60	千円 268,039	千円 5,992	千円 ▲146,001	千円 128,030
	認定こども園	61	242,374	6,050	▲145,672	102,752
	幼稚園	9	7,525	898	▲ 66,445	▲ 58,022
小計(民間保育所等施設型給付費)ア		130	517,938	12,940	▲358,118	172,760
特定地域型保育事業所	小規模保育事業所	1	720	50	68	838
小計(地域型保育給付費) イ		1	720	50	68	838
合 計（ア＋イ）		131	518,658	12,990	▲358,050	**173,598**

４　財源内訳

事業名	事業費	財　源　内　訳			
		国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	その他 ※3	一般財源
民間保育所等 施設型給付費	千円 172,760	千円 201,816	千円 ▲21,150	千円 ▲85,873	千円 77,967
地域型保育給付費	838	475	193	－	170

※1　子どものための教育・保育給付交付金

1号認定こども：全国統一分　基礎額（事業費×74%）×1/2
2号認定こども：事業費×1/2
3号認定こども：事業費×60%

※2　子どものための教育・保育給付費県費負担金

1号認定こども：全国統一分　基礎額（事業費×74%）×1/4
2号認定こども：事業費×1/4
3号認定こども：事業費×20%

長崎県施設型給付費等事業費補助金

1号認定こども：地方単独分　基礎額（事業費－基礎額（事業費×74%））×1/2

※3　利用者負担額（民間保育所保育料）

（参考）認定要件等

認定種別		要　件		対象施設
		年　齢	保育の必要性	
教育利用	1号認定子ども	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園
保育利用	2号認定子ども	満3歳以上	あり	保育所、認定こども園、小規模保育事業所
	3号認定子ども	満3歳未満	あり	

5　参考

(1) 民間保育所等施設型給付費等の推移

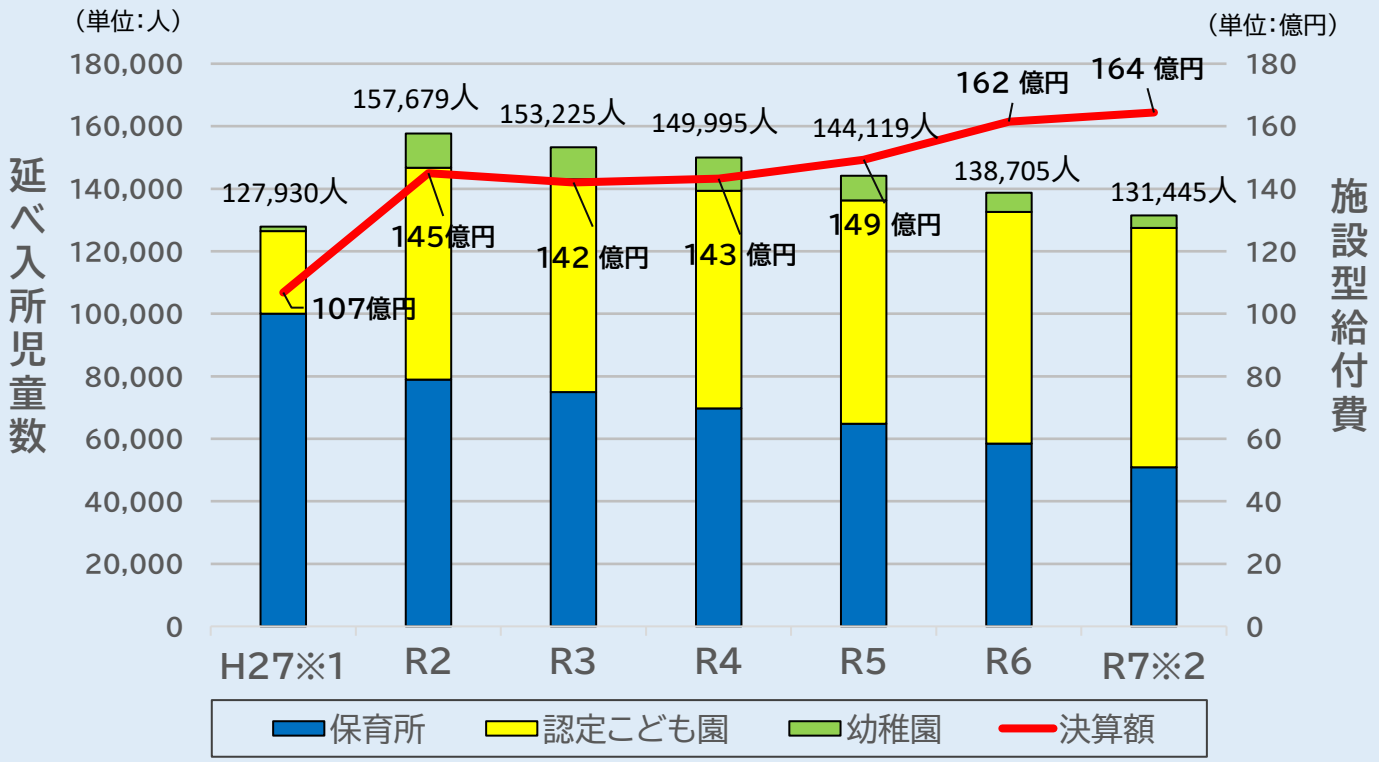

※1 「子ども・子育て支援新制度」施行
※2 R7は2月補正後

（単位：人）

延べ入所児童数	H27	R2	R3	R4	R5	R6	R7
保育所	100,052	78,941	74,931	69,736	64,841	58,442	50,868
認定こども園	26,407	67,793	68,064	69,599	71,390	74,128	76,629
幼稚園	1,471	10,945	10,230	10,660	7,888	6,135	3,948
計	127,930	157,679	153,225	149,995	144,119	138,705	131,445

(2) 公定価格の仕組み（イメージ）

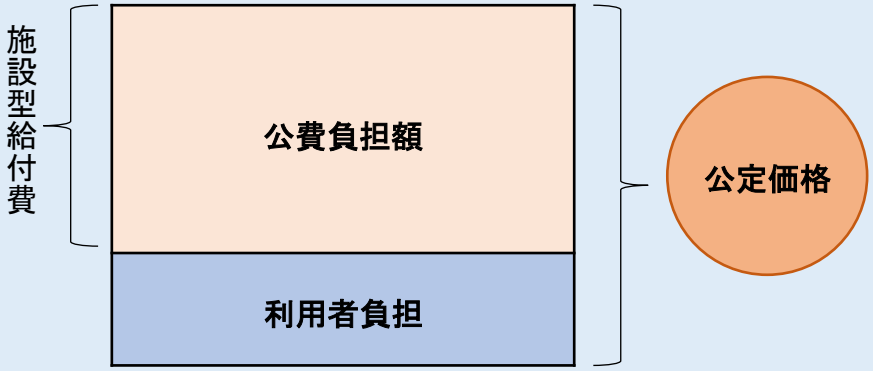

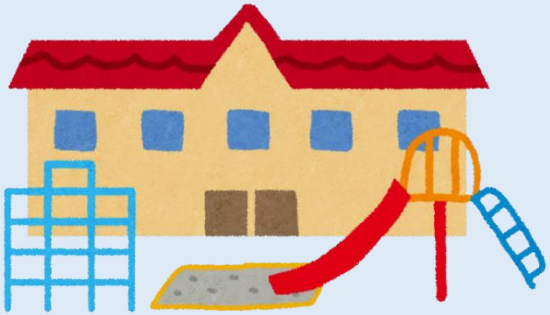

(3) 公定価格の骨格（イメージ）

基本額（1人あたりの単価）
・こども1人を1ヶ月預かるために必要な運営コスト
（人件費、事業費、管理費）

＋

各種加算
・職員の配置状況、事業の実施体制等に応じて加算
（職員配置改善加算、処遇改善加算等）

予算説明書					事　業　名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
38～39	3 民生費	2 児童福祉費	2 児童措置費	2-1	児童手当費	千円 ▲783,620

1　概要

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している者に児童手当を支給しているが、R7年度においては支給対象者数の見込みが過大であったことから、事業費に不用額が生じるため減額補正するもの。

2　事業内容

R5.12月に閣議決定された「こども未来戦略」の加速化プランに基づき、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組みとして、児童手当の抜本的な制度改正が行われた。

区分	制度改正前（～R6.9月分）	制度改正後（R6.10月分～）
(1) 支給対象	0歳～中学生	0歳～**高校生年代（18歳到達後最初の年度末まで）**
(2) 所得制限	所得制限あり （例）夫婦とこども2人の4人世帯の場合 ・年収960万円～1,200万円未満 → 特例給付（月額5千円） ・年収1,200万円以上 → 支給対象外	**所得制限なし**
(3) 手当月額	3歳未満：1万5千円 3歳～小学生：第1・2子 1万円／第3子 1万5千円 中学生：1万円 ※第1子にカウントする対象年齢は高校生年代まで	3歳未満：第1・2子 1万5千円／**第3子 3万円** 3歳～高校生年代：第1・2子 1万円／**第3子 3万円** **※第1子にカウントする対象年齢は22歳年度末まで**
(4) 支払回数	年3回（2、6、10月）※各前月までの4か月分を支払	**年6回（偶数月）**※各前月までの2か月分を支払

3　補正予算の内容

(1) 補正の内容

扶助費（児童手当）に係る予算額の減

区分	予算額（千円）			主な内容
	当初	**補正額**	補正後の額	
1節　報酬	351	－	351	会計年度任用職員に係る報酬等
4節　共済費	6	－	6	
8節　旅費	23	－	23	
10節　需用費	2,362	－	2,362	消耗品、印刷製本費等
11節　役務費	1,926	－	1,926	郵送料
12節　委託料	128	－	128	データパンチ委託料
19節　扶助費	8,628,995	**▲783,620**	7,845,375	児童手当
計	8,633,791	**▲783,620**	7,850,171	

(2) 補正の理由

・R7年度当初予算額の算定において、制度改正に伴う所得制限の廃止及び対象児童への高校生年代の追加を反映させる必要があり、過去の支給実績が参考とならないことから、その時点における年齢別の人口推計をもとに積算

・その際、国や地方自治体が支給する公務員に係る児童手当分を差し引かず、それらを含めて過大に積算

・R7年度の5回（4、6、8、10、12月）の支払実績から、次のとおりの見込となるため、不用額を減額するもの

区分	R7年度当初予算　①		R7年度実績見込　②		②－①	
	支給延児童数	支給額(千円)	支給延児童数	支給額(千円)	支給延児童数	支給額(千円)
3歳未満	58,267人	874,005	51,815人	777,225	▲6,452人	▲96,780
3歳から高校生年代	446,891人	4,468,910	437,508人	4,375,080	▲9,383人	▲93,830
第3子以降	109,536人	3,286,080	89,769人	2,693,070	▲19,767人	▲593,010
計	614,694人	8,628,995	579,092人	7,845,375	▲35,602人	▲783,620

4　財源内訳

区分	事　業　費	財　源　内　訳			
		国庫支出金※1	県支出金※2	その他※3	一般財源
当初予算額	千円 8,633,791	千円 6,987,622	千円 820,686	千円 6	千円 825,477
補正額	▲783,620	▲638,267	▲72,680	－	▲72,673
補正後の額	7,850,171	6,349,355	748,006	6	752,804

※1　児童手当等交付金国庫負担金　負担割合は下図のとおり
※2　児童手当県費負担金　負担割合は下図のとおり
※3　保険料個人負担金

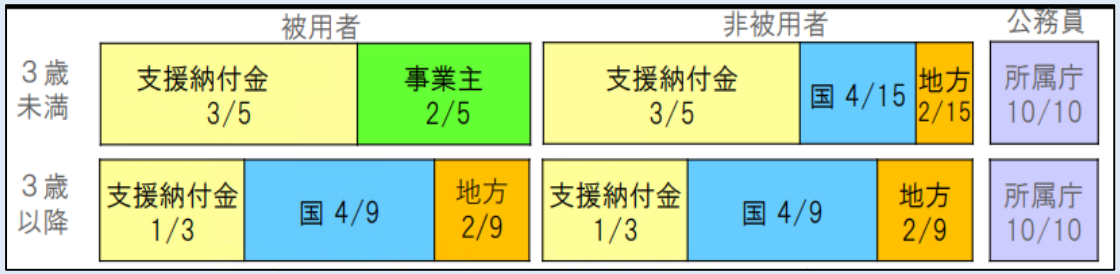

【参考】扶助費の推移

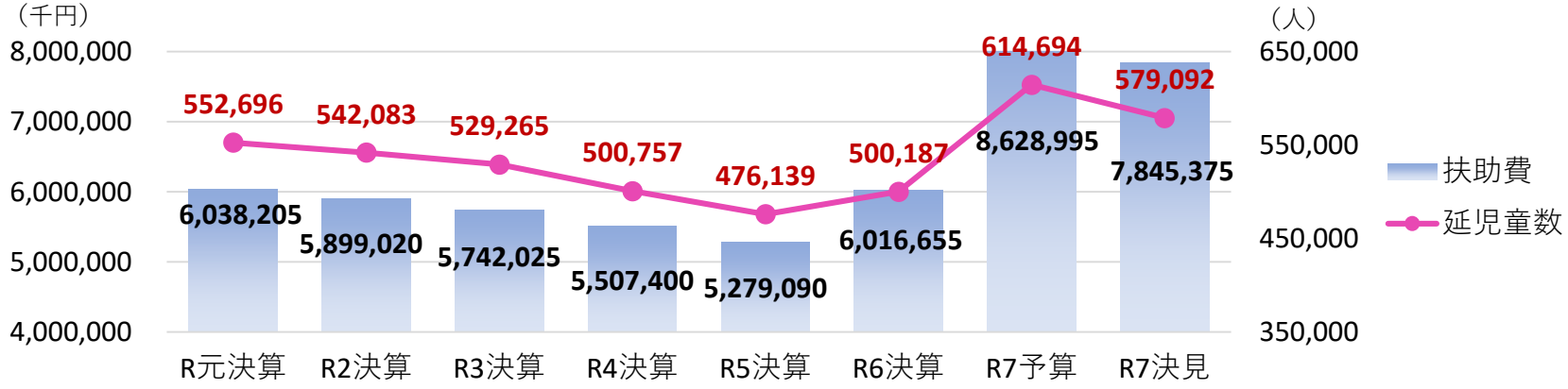

予算説明書					事　業　名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
40～41	4 衛生費	1 保健衛生費	3 母子保健対策費	1-1	妊産婦健康診査費	千円 12,902

1　補正の概要

妊娠高血圧症候群や貧血などの異常を早期に発見して治療につなぎ、安全な出産を迎えるために実施している「妊婦健康診査」において、受診件数が当初の見込みを上回り、予算の不足が見込まれることから増額補正するもの。

2　現状

(1) 事業概要

○ 妊婦健康診査　　：定期健診を14回実施（多胎妊婦については最大5回追加）
○ 産婦健康診査　　：産後うつ予防のための産婦健康診査を2回実施（産後2週間及び産後1か月後、5,000円/回）
○ 初回産科健康診査：低所得世帯の妊婦に対する妊娠判定のための初回産科受診料の一部助成（1回限り上限10,000円）

(2) 妊娠届出数及び延べ受診件数（妊婦健診）の推移　※延べ受診件数は委託分のみ

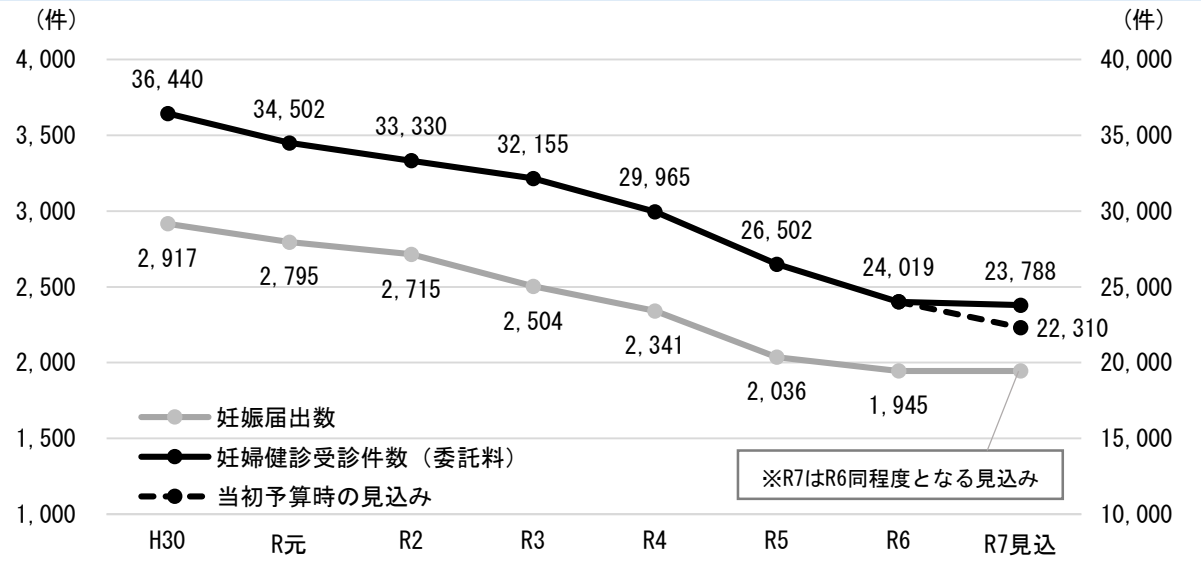

年度	延べ受診件数	前年度比率
H30	36,440 件	－ %
R元	35,402 件	▲2.8 %
R2	33,330 件	▲5.8 %
R3	32,155 件	▲3.5 %
R4	29,965 件	▲6.8 %
R5	26,502 件	▲11.5 %
R6	24,019 件	▲9.3 %
R7当初	22,310 件	▲7.1 %
R7見込	23,788 件	▲0.9 %

3　補正内容

(1) 補正額

区分	①R7予算現額	②R7見込	補正額(②－①)
総事業費	212,346千円	225,248千円	12,902千円
うち委託料	204,230千円	217,132千円	12,902千円

(2) 積算内訳

R7年度の見込み：R7.4月～11月の実績から算出

【妊婦健診 第1回～第14回】　※各回により単価異なる。

委託料	①R7当初	②R7見込	差(②－①)
件数(件)	22,310	23,788	1,478
金額(千円)	184,036	196,938	**12,902**

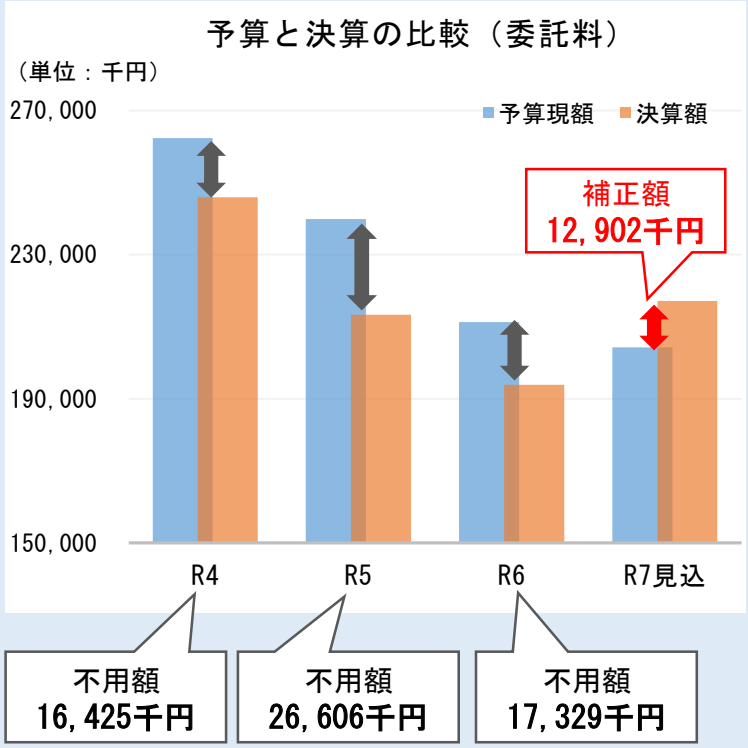

4　財源内訳

区分	事　業　費	財　源　内　訳			
		国庫支出金※1	県支出金	その他※2	一般財源
予算現額①	千円 212,346	千円 10,167	千円 －	千円 16	千円 202,163
補正額②	12,902	－	－	－	12,902
補正後の額 (①+②)	225,248	10,167	－	16	215,065

※1　母子保健衛生費国庫補助金　　補助率：国1/2（産婦健診・多胎妊婦健診・初回産科健診）
※2　保険料個人負担金

予算説明書					事　業　名	補正額
ページ	款	項	目	番号		千円
40～41	4 衛生費	1 保健衛生費	3 母子保健 対策費	1-2	乳幼児健康診査費	1,537

1　補正の概要

生後間もない時期に実施する「新生児聴覚検査」、および生後7か月・10か月に実施している「乳児健康診査」において、受診件数が当初の見込みを上回り、予算の不足が見込まれることから増額補正するもの。

2　現状

(1) 事業概要

ア 新生児聴覚検査（医療機関に委託、または償還払いにて実施）
イ 一般健康診査
　(ｱ) 4か月児健康診査（集団健診）
　(ｲ) 7か月児健康診査（個別健診：委託医療機関で実施）
　(ｳ) 10か月児健康診査（個別健診：委託医療機関で実施）
ウ 精密検査（一般健診で異常や問題が考えられる場合に実施）
エ 経過健診（4か月児健診で医師が経過観察が必要と判断したこどもを対象に健診を実施）
オ 発達健診（心身の発達の遅れが疑われるこども又は保護者が希望するこどもを対象に健診を実施）

(2) 各検査・健康診査の延べ受診件数の推移

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7当初①	R7見込②	当初比 (②－①)
新生児聴覚検査	2,427	2,437	2,288	2,005	1,811	1,690	1,808	118
7か月児健康診査	2,478	2,440	2,292	2,190	1,881	1,716	1,799	83
10か月児健康診査	2,416	2,319	2,324	2,083	1,947	1,651	1,787	136
（参考）出生数	2,543	2,578	2,386	2,117	1,876	－	1,860	－

3　補正内容

(1) 補正額

区分	①R7当初	②R7見込	補正額(②－①)
総事業費	24,880千円	26,417千円	1,537千円
うち委託料	24,190千円	25,727千円	1,537千円

(2) 積算内訳

R7年度見込み:R7.4月～11月の実績から算出

（単位：件、円）

区分	①R7当初 件数	②R7見込 件数	③差 (②－①)	④単価	合計金額 (③×④)
新生児 聴覚検査	1,690	1,808	118	3,000	354,000
7か月児 健康診査	1,716	1,799	83	5,400	448,200
10か月児 健康診査	1,651	1,787	136	5,400	734,400
計					**1,536,600**

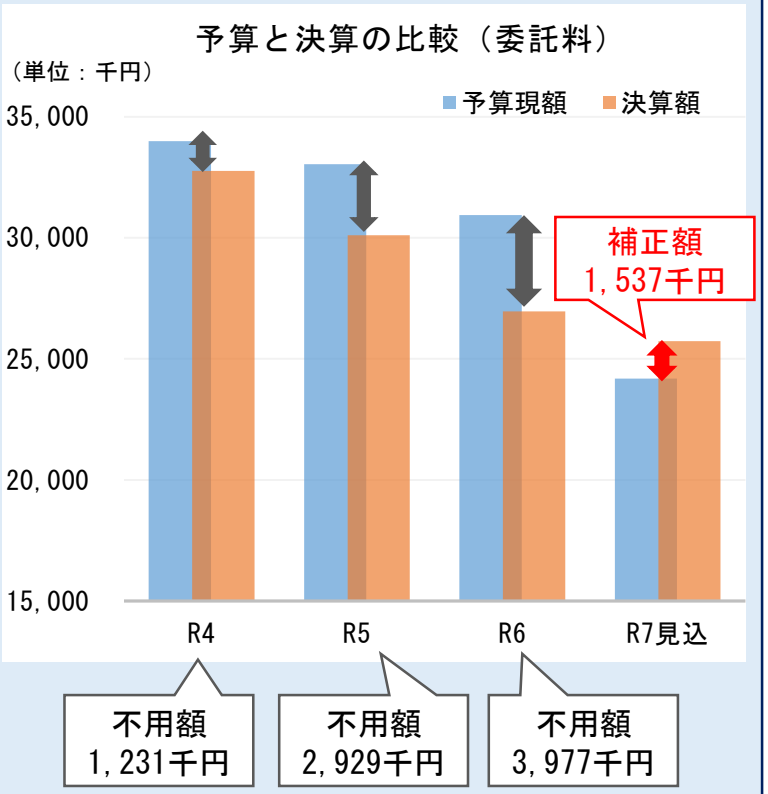

4　財源内訳

区分	事　業　費	財　源　内　訳			
		国庫支出金	県支出金	その他	一般財源
当初予算額①	千円 24,880	千円 －	千円 －	千円 －	千円 24,880
補正額②	1,537	－	－	－	1,537
補正後の額（①+②）	26,417	－	－	－	26,417

少子化対策アクションプラン該当事業
Ａ２・Ｂ１　妊娠・出産を応援する取組み

予算説明書					事　業　名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
40～41	4 衛生費	1 保健衛生費	3 母子保健対策費	2-1	産後ケア事業費	千円 4,767

1　補正の概要

産婦の心身の負担や子育てに対する不安の軽減を目的とした産後ケア事業において、利用状況が当初の見込みを上回り、予算の不足が見込まれることから、増額補正するもの。

2　事業概要

(1) 対象者
産後ケアを必要とする産婦及びその乳児

(2) ケアの内容
・産婦の休息、心身の健康管理や生活面の相談
・赤ちゃんの発育、発達、健康状態のチェックや相談
・乳房ケアや沐浴、授乳方法などの指導、育児相談

(3) 実施方法
産科医療機関10か所、長崎県助産師会へ委託して実施

(4) 法的根拠
母子保健法第17条の2（R3年度から努力義務化）

(5) 制度の拡充・拡大
R5. 9月　一般世帯への減免制度導入
R5.11月　対象者拡大

利用区分	利用可能な期間	上限回数	自己負担額(※)	
			5回(泊)目まで	6回(泊)目
宿泊 (ショートステイ)	出産後 6か月未満	7日以内 (分割利用可)	(1泊) 1,800円/泊 (多胎児) 2,400円/泊	(1泊) 4,300円/泊 (多胎児) 4,900円/泊
日帰り (デイケア)	出産後 1年以内	日帰りと訪問を合わせて6回まで	0　円/回	(4時間) 1,500円/回 (3時間) 1,300円/回
訪問 (アウトリーチ)			0　円/回	1,000円/回

※生活保護世帯及び市民税非課税世帯は無料

3　令和7年度の状況

【 延利用件数 】

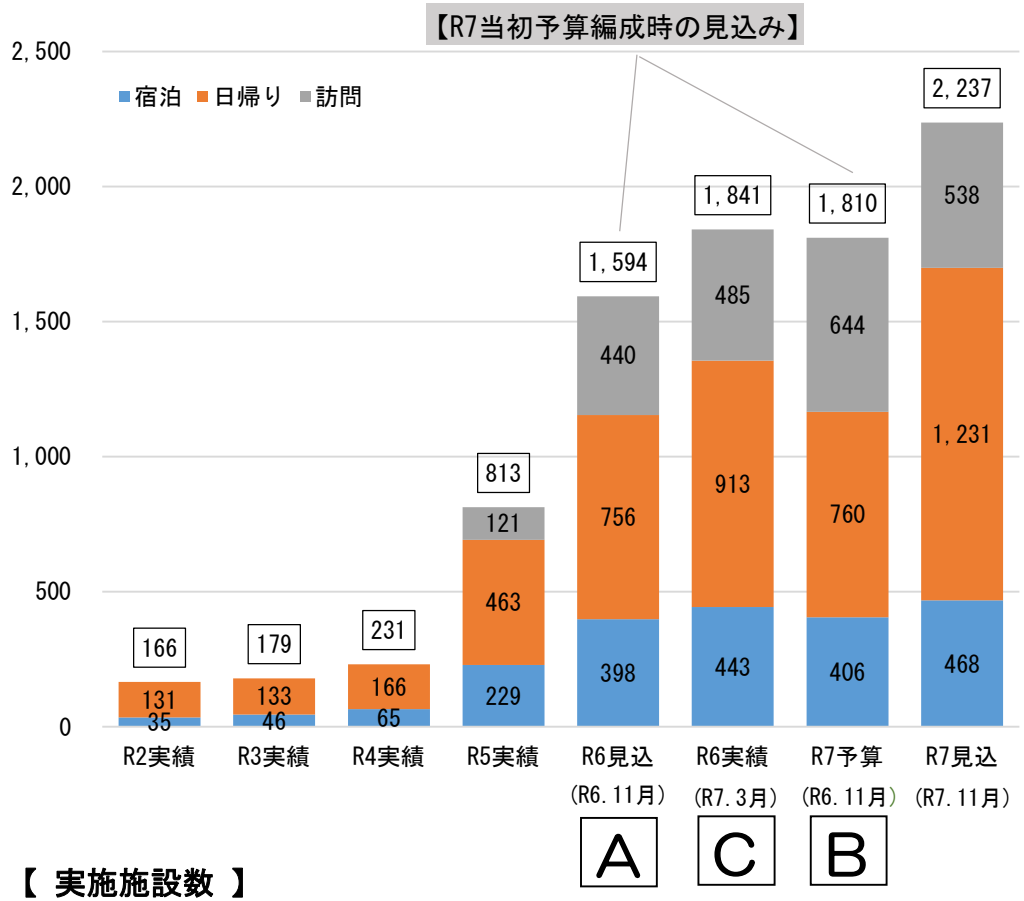

【 実施施設数 】

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7
医療機関	7	7	8	10	10	10
助産師会	9	9	9	11	22	23
計	16	16	17	21	32	33

現況

- R5年度以降の増加傾向が継続
- R6年度実績、R7年度見込では日帰りの利用件数が顕著に増加

  ⇒ 産科医療機関での利用件数も増加しているが、助産所での利用が著しく増加

利用増加の背景

- R5年度の制度拡充
  - 一般世帯への減免制度開始
  - 利用対象者の拡大
  - 里帰り利用に対する償還払い開始
- 行政や産科医療機関等における産後ケア事業の周知により認知度が上昇

  ⇒ 産後ケア事業の利用が増加

4　補正内容

(1) 補正額

区分	①R7当初	②R7見込	補正額（②－①）
総事業費	23,377 千円	28,144 千円	4,767 千円

(2) 積算内訳（委託料）

R7年度の年間見込は、R7.4月～11月末時点の実績から算出。

（単位：件、円）

委託料内訳	①R7当初		②R7見込		差（②－①）	
	件数	委託料	件数	委託料	件数	委託料
宿泊 （ショートステイ）	406	12,223,300	468	14,055,800	62	1,832,500
日帰り （デイケア:4時間）	550	4,878,500	695	6,140,500	145	1,262,000
日帰り （デイケア:3時間）	210	1,484,500	536	3,748,400	326	2,263,900
訪問 （アウトリーチ）	644	3,590,400	538	2,998,800	▲106	▲591,600
計	1,810	22,176,700	2,237	26,943,500	427	4,766,800

５　財源内訳

区分	事　業　費	財　源　内　訳			
		国庫支出金※	県支出金※	その他	一般財源
当初予算額①	千円 23,377	千円 11,688	千円 5,844	千円 －	千円 5,845
補正額②	4,767	2,383	1,191	－	1,193
補正後の額 （①+②）	28,144	14,071	7,035	－	7,038

※子ども・子育て支援交付金　補助率：国 1/2、県 1/4

予算説明書					事　業　名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
40～41	4 衛生費	1 保健衛生費	3 母子保健 対策費	3-4	未熟児養育医療費等 管理システム整備費	千円 ▲33,720
				3-1	未熟児養育医療費	▲1,037
				3-2	身体障害児育成医療費	▲6,079
					合計	▲40,836

1　概要

(1)未熟児養育医療、身体障害児育成医療等に係る業務情報を管理する公費負担管理システムについて、R7年度に標準準拠システム移行に係る経費を予算計上していたが、システム移行をR9年度以降に見送ることとしたため、予算を減額補正するもの。

(2)未熟児養育医療費について、支給額が当初予算額を上回り不足が生じる見込であることから、不足額を増額補正するもの。

2　補正予算の内訳

事業名	補正額（千円）	内容	内訳
未熟児養育医療費等 管理システム整備費	▲33,720	(1)システム移行見送り	・システム移行、環境構築委託　▲29,700千円 ・データ移行　▲4,000千円 ・一般消耗品費　▲20千円
未熟児養育医療費	▲1,037	(1)システム移行見送り	・ガバメントクラウド利用料　▲579千円 ・システム運用管理委託　▲4,400千円
		(2)未熟児養育医療費不足	・扶助費（未熟児養育医療費助成）　3,942千円
身体障害児育成医療費	▲6,079	(1)システム移行見送り	・ガバメントクラウド利用料　▲579千円 ・システム運用管理委託　▲5,500千円

3　公費負担管理システム

(1) 公費負担管理システム

国が示す標準化対象20業務のうち、健康管理（未熟児養育医療）及び障害者福祉（身体障害児育成医療）を取り扱うシステム。

(2) 標準準拠システム移行の見送りの理由

・現行の公費負担管理システム提供事業者への業務委託によるR7年度実施を予定していたが、R7.9月に、当該事業者より技術的な面で実施不可との申し出があったこと。

・他の事業者に対して調査したが、R7年度中に実施可能な事業者はなかったこと。

以上を踏まえ、システム移行時期を、国のデジタル基盤改革支援基金の設置期限であるR12年度末までに見直す。
当初の想定よりも移行時期が延期となるが、その間は現行システムを継続運用するため、市民生活への影響はない。

区　分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
変更前	現行システム						
	標準化システム構築期間						
	移行後システム						
変更後	現行システム						
	標準化システム構築期間			未定（R13.3月までに実施）			
	移行後システム			未定（R13.3月までに稼働）			

4　未熟児養育医療費

(1) 目的

入院養育が必要な未熟児を対象として、入院養育に必要な医療の給付を行い、保護者の経済的負担を軽減することにより、こどもの健やかな成長を支援する。

対象者	身体の発育が未熟なまま生まれ、出生時に次の①、②のいずれかに該当し、都道府県知事、指定都市又は中核市が指定した医療機関（長崎市では長崎大学病院及び長崎みなとメディカルセンター）の医師が入院治療を必要と認めた乳児 ①出生児の体重が2,000グラム以下の者 ②生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示す者 ア　一般状態が次のいずれかに該当する。 （ア）運動不安又はけいれんがある。 （イ）運動が異常に少ない。 イ　体温が摂氏34度以下である。 ウ　呼吸器又は循環器系の疾患により次のいずれかの症状がある。 （ア）強度のチアノーゼが持続している。 （イ）チアノーゼ発作を繰り返す。 （ウ）呼吸数が毎分50を超えて増加傾向にあるか、又は毎分30以下である。 （エ）出血傾向が強い。 エ　消化器系の疾患により次のいずれかの症状がある。 （ア）生後24時間以上排尿又は排便がない。 （イ）生後48時間以上嘔吐が持続している。 （ウ）血性吐物又は血性便がある。 オ　黄だんがあり、次のいずれかに該当する。 （ア）生後数時間以内に現れる。 （イ）黄だんが異常に強い。
給付対象経費	指定養育医療機関で行う入院治療のうち、保険適用となる医療費
自己負担金	世帯の市町村民税額に応じて決定（次ページ「徴収基準額表」参照）
給付期間	1歳の誕生日の前日まで

【徴収基準額表】

世帯の階層区分			自己負担金（月額）
A	生活保護法（昭和25年法律144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0円
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600円
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割の額のみの課税世帯		5,400円
D1	A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	7,900円
D2		15,001円から21,000円まで	10,800円
D3		21,001円から51,000円まで	16,200円
D4		51,001円から87,000円まで	22,400円
D5		87,001円から171,300円まで	34,800円
D6		171,301円から252,100円まで	49,400円
D7		252,101円から342,100円まで	65,000円
D8		342,101円から450,100円まで	82,400円
D9		450,101円から579,000円まで	102,000円
D10		579,001円から700,900円まで	123,400円
D11		700,901円から849,000円まで	147,000円
D12		849,001円から1,041,000円まで	172,500円
D13		1,041,001円から1,222,500円まで	199,900円
D14		1,222,501円から1,423,500円まで	229,400円
D15		1,423,501円以上	全額

【参考】未熟児養育医療費における他の制度との関係

（例）受給者の階層区分がD5（自己負担金月額34,800円）で、総医療費が100万円の場合

健康保険者負担分		本来負担すべき自己負担額　87,430円 （総医療費から健康保険者負担分を除いた額）		
総医療費×8割	高額療養費※	未熟児養育医療負担額	自己負担上限月額（34,800円）	
			こども福祉医療費	**保護者負担額**
800,000円	112,570円	52,630円	33,200円	**1,600円**

※高額療養費は受給者の所得に応じて決定

(2) 補正内容

生活保護世帯への支給件数が見込みを上回ったことなどに伴い、予算に不足が見込まれるため増額するもの

区分	R7年度当初予算額 ①			R7年度実績見込額 ②			補正額 ②－①	
	件数(件)	金額(円)	平均単価(円)	件数(件)	金額(円)	平均単価(円)	件数(件)	金額(円)
生活保護世帯以外	212	22,321,872	105,291	214	24,234,305	113,244	2	1,912,433
生活保護世帯※	2	4,196,720	2,098,360	3	6,226,046	2,075,348	1	2,029,326
計	214	26,518,592		217	30,460,351		3	3,941,759

※生活保護世帯は、保険者が負担する医療費（8割分及び高額療養費分）も公費負担となるため、1件当たり単価が高い。

【参考】医療費助成額の推移

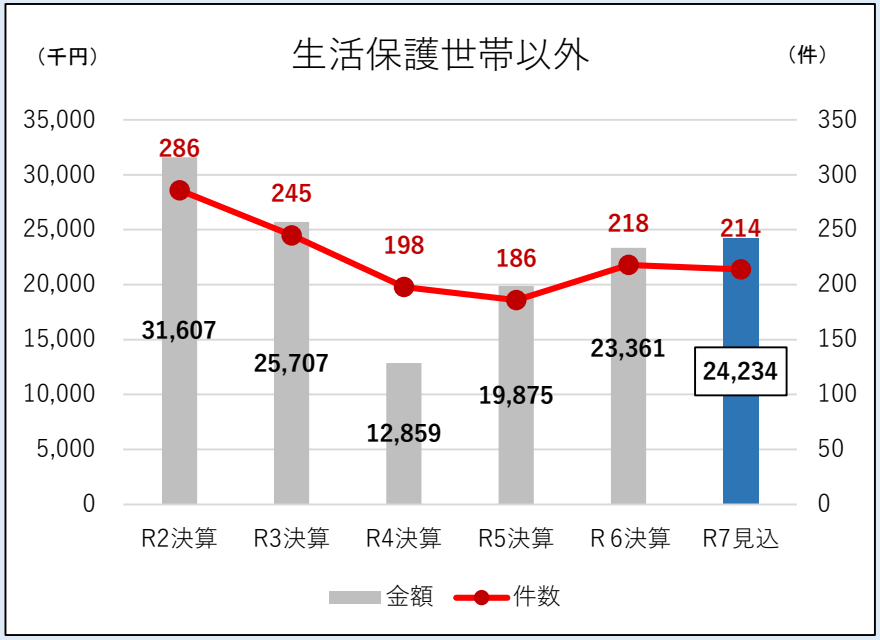

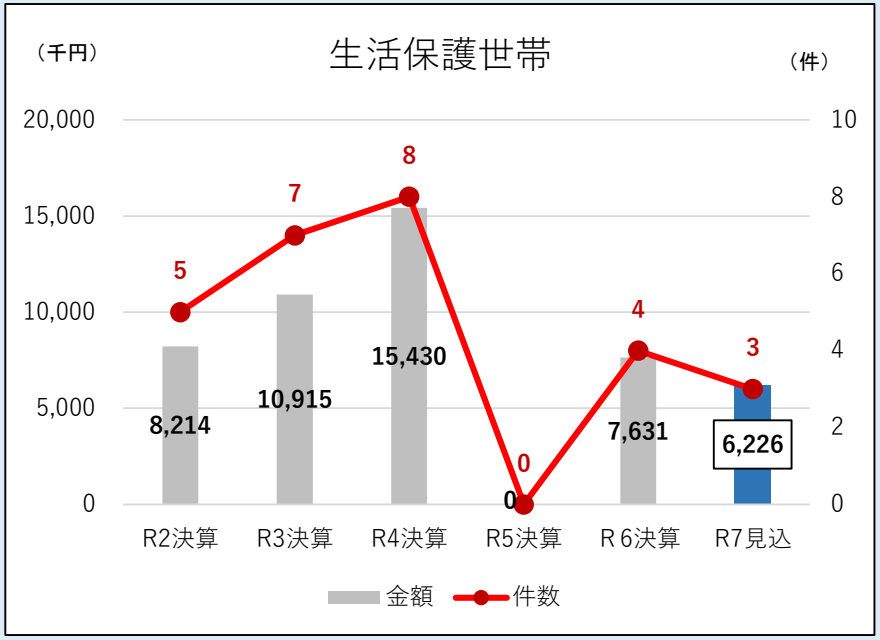

5　財源内訳

(1) 未熟児養育医療等管理システム整備費

区分	事業費	財源内訳			
		国庫支出金	県支出金	その他　※	一般財源
当初予算額	千円 33,720	千円 －	千円 －	千円 33,700	千円 20
補正額	▲33,720	－	－	▲33,700	▲20
補正後の額	0	－	－	0	0

※デジタル基盤改革支援補助金（10/10）

(2) 未熟児養育医療費

区分	事業費	財源内訳			
		国庫支出金　※1	県支出金　※2	その他　※3	一般財源
当初予算額	千円 31,717	千円 10,726	千円 5,363	千円 5,065	千円 10,563
補正額	▲1,037	1,594	797	752	▲4,180
補正後の額	30,680	12,320	6,160	5,817	6,383

※1　未熟児養育医療費国庫負担金　（扶助費－保護者負担金）×1/2
※2　未熟児養育医療費県費負担金　（扶助費－保護者負担金）×1/4
※3　保護者負担金

(3) 身体障害児育成医療費

区分	事業費	財源内訳			
		国庫支出金　※1	県支出金　※2	その他	一般財源
当初予算額	千円 8,292	千円 988	千円 494	千円 －	千円 6,810
補正額	▲6,079	－	－	－	▲6,079
補正後の額	2,213	988	494	－	731

※1　障害者医療費国庫負担金　扶助費×1/2
※2　障害者医療費県費負担金　扶助費×1/4

予算説明書					事　業　名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
40～41	4 衛生費	1 保健衛生費	3 母子保健 対策費	3-3	小児慢性特定疾病医療費	14,558 千円

1　概要

小児慢性特定疾病を抱えるこどもとその家族への支援として、当該疾病に係る医療費の助成などを行う「小児慢性特定疾病医療費」において、医療費の助成額が当初予算を上回り不足が生じる見込みであることから、不足額を増額補正するもの。

2　事業内容

根拠法令	①児童福祉法　②小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱
対象者	慢性疾病（16疾患群 801疾病）にかかっている18歳未満の児童（引き続き治療が必要と認められる場合は20歳到達まで）
助成内容	①医療費の助成 医療費から生計中心者の住民税額等に応じた自己負担額を差し引いた額を助成

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限月額（患者負担割合：2割、外来＋入院）		
			一般	重症（※）	人工呼吸器等装着者
Ⅰ	生活保護		0円		0円
Ⅱ	市町村民税非課税（世帯）	低所得Ⅰ（～80万9千円）	1,250円		500円
Ⅲ		低所得Ⅱ（80万9千円超～）	2,500円		
Ⅳ	一般所得Ⅰ（市町村民税課税以上7.1万円未満）		5,000円	2,500円	
Ⅴ	一般所得Ⅱ（市町村民税7.1万円以上25.1万円未満）		10,000円	5,000円	
Ⅵ	上位所得（市町村民税25.1万円以上）		15,000円	10,000円	
入院時の食費			1/2自己負担		

（※）高額治療継続者（医療費総額が5万円を超えた月が年間6回以上の場合）、療養負担加重患者のいずれかに該当

②日常生活用具の給付
日常生活を営むのに著しく支障のある小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活用具を給付

3　補正予算の内容

医療費助成において、件数は見込みを下回ったものの、1件当たりの単価が見込みを上回り、予算が不足することから増額補正するもの

区分	R7年度当初予算額　①		R7年度実績見込額　②		**補正額　②ー①**	
	件数	金額	件数	金額	**件数**	**金額**
支　払　基　金	5,296件	91,503	5,142件	92,436	**▲154件**	**933**
国保連合会	1,018件	14,829	845件	19,639	**▲173件**	**4,810**
生活保護分	259件	21,210	216件	29,875	**▲43件**	**8,665**
償　還　払	0件	0	2件	150	**2件**	**150**
計	6,573件	127,542	6,205件	142,100	**▲368件**	**14,558**

（参考）医療費助成額の推移

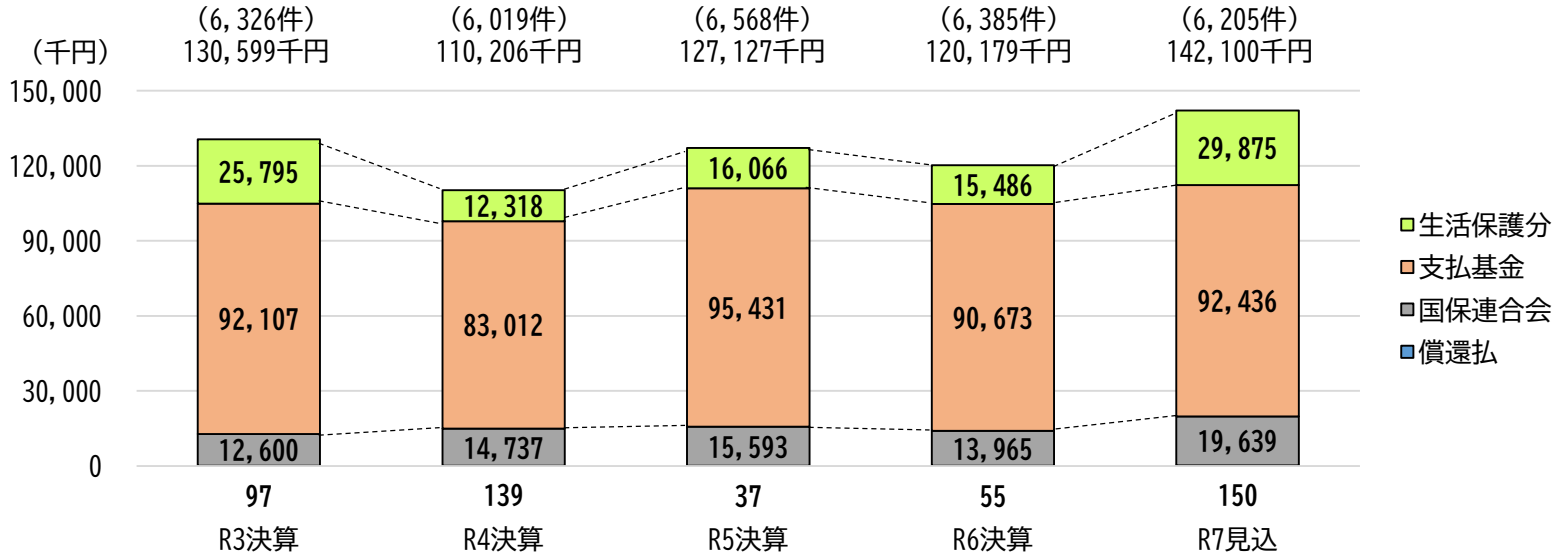

4　財源内訳

区分	事　業　費	財　源　内　訳			
		国庫支出金※1	県支出金	その他※2	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円
当初予算額	130,050	65,024	－	1	65,025
補正額	14,558	7,279	－	－	7,279
補正後の額	144,608	72,303	－	1	72,304

※1　①医療費助成・・・小児慢性特定疾病医療費国庫負担金（1/2）
　　②日常生活用具、事務費・・・小児慢性特定疾病対策国庫補助金（1/2）
　　③自立支援事業・・・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費国庫負担金（1/2）
※2　保険料個人負担金

【参考】小児慢性特定疾病医療費における他の制度との関係
（例）受給者の階層区分がⅤ（自己負担上限月額1万円）で、総医療費が100万円の場合

健康保険者負担分		本来負担すべき自己負担額　87,430円 （総医療費から健康保険者負担分を除いた額）		
総医療費×8割	高額療養費※	小児慢性特定疾病 医療負担額	自己負担上限月額（1万円）	
			こども福祉医療費	**保護者負担額**
800,000円	112,570円	77,430円	8,400円	**1,600円**

※高額療養費は受給者の所得に応じて決定